



第4号様式

流家第2165号
令和6年3月29日

流山市監査委員 菅生 泰久 様

流山市監査委員 藤井 俊行 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年2月15日付け、流監第133号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和6年2月15日・流監第133号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
子ども家庭部子ども家庭課	指摘	業務委託契約等において、予算が不足しているにもかかわらず、流用等の予算措置を行わずに発注し、契約締結前に業務着手させていた。また、随意契約に際し、予算執行伺書の作成を省略しているが契約締結等記録表が作成されていないものがあるなど、契約事務において流山市財務規則等が遵守されていない事案が確認された。流山市財務規則等に従い、厳正な事務執行に努めることはもとより、再発防止のため、速やかに対策を講じられたい。	予算執行伺書の作成を省略した場合は、契約締結等記録表を作成するよう事務を改めました。なお、指摘事項等の再発防止のため、別紙のとおり契約事務研修に参加し、研修内容についての共有を職員間で図りました。
子ども家庭部子ども家庭課	意見	保健衛生費負担金について、事務処理の遅滞により、数箇月分を一括して相手方に請求していた。適切な事務執行が行われるよう、再発防止策を講じられたい。	保健衛生費負担金については、事務処理の遅滞が解消し、令和5年9月請求分からは遅滞なく請求を行っています。 また、別紙のとおり流山市財務規則の規定についての共有を職員間で図りました。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。